

県北広域振興局長告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年7月4日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0313200297	指定短期入所事業美空事業所	二戸郡一戸町中山字大塚4番地5	社会福祉法人カナンの園	平成29年7月1日